

山梨県新型コロナウイルス対策休業助成金申請要領

1. 趣旨

県内における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき保健所等から入院勧告等を受けた感染者（以下「感染者」という。）又は外出自粛の要請があった濃厚接触者等（以下「濃厚接触者等」という。）となったことにより、休業を余儀なくされた労働者及び個人事業主に対し、助成金を交付します。

2. 交付要件

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する方に対して、交付するものとします。

- (1) 山梨県に住所を有する方
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者又は事業活動を行う個人事業主
- (3) 感染者（※1）又は濃厚接触者等（※2）となったことにより、令和4年1月1日以降に休業した方
- (4) 休業期間中、給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補てんに当たる公的な給付金等が得られない方

※1 感染者とは、以下のいずれかに該当する方です。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第19条第1項に規定する入院勧告を保健所から受けた方
- ② 感染症法第44条の3第2項に規定する協力要請を保健所から受けた方
- ③ 感染症法第18条第1項に規定する就業制限を保健所から受けた方
- ④ 検疫法第16条の2第1項に規定する協力要請を検疫所長から受けた方

※2 濃厚接触者等とは、以下のいずれかに該当する方です。

- ① 感染症法第44条の3第1項に規定する協力要請を保健所から受けた濃厚接触者
- ② 検疫法第16条の2第2項に規定する協力要請を検疫所長から受けた方
- ③ 感染者が所属する事業者から、国立感染症研究所が作成した「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」で定義される濃厚接触者に該当すると確認され、外出自粛の指示を受けた方
- ④ 感染者から、国立感染症研究所が作成した「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」で定義される濃厚接触者に該当すると判断されたことにより、外出を自粛した方

3. 助成対象期間

(1) 感染者

感染が確認された日から、次の①～③のいずれか遅い日までとします。ただし、保健所等からの入院勧告等に応じなかった期間を除き、連続した14日間を限度とします。

- ① 退院した日
- ② 山梨県新型コロナウイルス感染症軽症者のための宿泊療養実施要領に規定する宿泊療養が終了した日
- ③ 保健所の決定による自宅療養が終了した日

(2) 濃厚接触者等

濃厚接触者等は保健所等から外出自粛の要請を受けた日から保健所等において示された期間とします。ただし連続した14日間を限度とします。

4. 助成額

休業により給与や事業所得が得られない場合にその休業した日につき、一日4,000円を助成します。

5. 申請方法

(1) 申請の時期

感染者又は濃厚接触者等となったことによる休業が終了した日以降に申請してください。

(2) 申請受付期間

申請書の受付は、令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）までとなります（郵送の場合は同日の消印有効）。

(3) 郵送

県のホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して郵送してください。

（事務局）〒409-3851 中巨摩郡昭和町河西 1232-1

山梨県新型コロナウイルス関係休業助成金事務局

(4) メール

県のホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入のうえ、PDF等により電子化し、必要書類とともにメールで提出してください。

（提出先アドレス）yamanashi-joseikin@hucom-eng.co.jp

※送付間違いに十分ご注意ください。

(5) 留意点

ア 感染拡大防止のため、窓口での申請受付や相談対応等はいりません。

イ 郵送の場合、封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。なお、文字の判別が困難になる恐れがあるため、FAXによる提出は不可とします。

- ウ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、書類は控えをとるようにしてください。
- エ 申請書類等は返却しません。また、申請に係る費用は申請者自身の負担となります。
- オ 申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に順次、助成金を支給します。なお、申請等に不備がある場合は、その確認を行うため別途期間を要します。
- カ 申請書類を受理後、内容を審査し、助成金を交付する旨の決定をしたときは、助成金の交付をもって通知に代えます。お手数ですが、指定振込口座への振込（名義「ケンコロナキュウギョウジョセイキン」）をご確認ください。なお、助成金を交付しない旨を決定したときは、不交付に関する通知を発送します。
- キ 感染状況によって、申請件数が非常に多くなった場合、支払いまでに時間がかかることが想定されますので、予めご了承をお願いします。

6. 申請に必要な書類

申請書類は追加・修正する場合があります。

(1) 労働者

- ① 交付申請書【様式1】
- ② 誓約書【様式2】
- ③ 就労証明書【様式3】
 - ・ 勤務先の証明が必要です。
- ④ 直近の給与明細のコピー
 - ・ 給与明細が無い場合、源泉徴収票等でも可
- ⑤ 健康保険証のコピー
 - ・ 記号・番号をマスキングまたは黒塗りしたもの
- ⑥ 振込先の通帳等のコピー
 - ・ 「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人（フリガナ）」がわかるもの
 - ・ 預金通帳の場合、表紙裏側の中表紙の見開き
 - ・ インターネットバンキングの場合は、上記の情報がわかるサイトのページ
- ⑦ 外出自粛期間証明書（感染者が所属する事業者や感染者本人から外出自粛の指示を受けた場合のみ必要）

(2) 個人事業主

- ① 交付申請書【様式1】
- ② 誓約書【様式2】
- ③ 就労申立書【様式4】
- ④ 直近の所得税及び復興特別所得税の確定申告書のコピー
 - ・ 開業して間もない等、確定申告の実績が無い場合は開業届等でも可
- ⑤ 振込先の通帳等のコピー
 - ・ 「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人（フリガナ）」がわかるもの
 - ・ 預金通帳の場合、表紙裏側の中表紙の見開き
 - ・ インターネットバンキングの場合は、上記の情報がわかるサイトのページ

- ⑥ 外出自粛期間証明書（感染者が所属する事業者や感染者本人から外出自粛の指示を受けた場合のみ必要）

7. その他

- ① 支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、申請者及び関係機関に対し、検査を行い、又は報告を求めることがあります。
- ② 申請に必要な書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。確認のための連絡が取れない場合や必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備が、山梨県が指定する期間内に解消しなかった場合、申請者が助成金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不交付の決定を行います。
- ③ 助成金に係る関係書類は、当該助成事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- ④ 助成金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定に基づき、交付決定を取り消すとともに、助成金の返還を命じます。
- ⑤ 助成金の返還を命じたときは、この命令にかかる助成金の受領日から納付日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額に、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（加算額）を県に納付しなければなりません。また、助成金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき助成金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に対して、同条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（延滞金）を支払っていただきます。
- ⑥ 山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを確認するため必要な事項を山梨県警察本部に照会する場合があります。
- ⑦ 「感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金支給要綱」に基づいて令和4年3月31日までに山梨県産業労働部労政雇用課に到達し、令和4年3月31日までに支給決定されていない申請分については、本要領に基づき山梨県新型コロナウイルス関係休業助成金事務局が審査・交付事務を行います。

8. 問合せ先

山梨県新型コロナウイルス関係休業助成金事務局

山梨県中巨摩郡昭和町河西 1232-1

電話：055-268-6667

受付時間：10時から18時（土日祝日・12/29～1/3を除く）